

令和4年第3回教育委員会定例会会議録

1. 開会日時及び場所

開会 令和4年3月11日（金）午後2時

場所 能勢町役場本館会議室（1）

2. 出席委員

教育長 加堂 恵二 職務代理者 市村 依子 委 員 畠中 勝身

委 員 的場 麻子 委 員 中澤 安弘

3. 事務局職員出席者

教育次長 寺内 啓二、学校教育総務課付課長 岡村 雅人、

生涯学習課長 松田 正弘、学校教育総務課教育総務担当係長 奥 成久

4. 総務部出席者

総務課秘書人事担当係長 濱 和也

5. 議事の次第

寺内次長

<開会>

加堂教育長

<挨拶>

3月も半ばを迎え、春の陽光を感じるようになりました。

天気予報によると能勢町の最低気温がマイナスになるのは今日が最後だそうです。3月を「弥生（やよい）」と呼ぶのは「いやおい」という語源から来ていると言われ、「いよいよ」という意味があります。その言葉に相応しい時期が来ました。

話は変わりますが、3月11日は東日本大震災が起きた日で、今日で11年目になります。いまだに避難生活を続けなければならない方もおられ、復旧作業も今なお続いています。やはり、日頃から災害対策に努めなければならないと肝に銘じています。

また、世界ではロシア対ウクライナ戦争が勃発し、ただ中にあります。これは天災ではなく人災です。それだけに人間の力で止められる災害です、少しでも早く終息を迎えることを願います。

それでは、定例会を始めてまいります。

会議録の署名について、第3回定例会会議録署名委員は畠中委員にお願いします。

それでは議事に入ります。本日の定例会は、次第にございますとおり、その他として「能勢町教育大綱（案）について」を予定しています。総務課の濱秘書人

事担当係長にも出席いただいていますので、次第を変更し、最初に「能勢町教育大綱（案）について」から始めたいと思います。

総務課から説明をお願いします。

濱係長

※資料に基づき概要説明

- ・今年度末策定予定
- ・3月28日（月）開催予定の総合教育会議で協議するための事前報告
- ・今回が第3次能勢町教育大綱（対象年度：令和4年度から令和6年度まで）
- ・第6次能勢町総合計画の内容を踏まえ地教行法第1条の4の規定による総合教育会議の協議を経て策定

加堂教育長

説明にもありましたように、3月28日（月）に開催予定の総合教育会議で協議していただきますが、特にこの場で質疑があればお願いします。

畠中委員

令和4年度から「能勢ささゆり学園」になりますが、この大綱の教育方針2のところには「学校」と表記されています。それでいいのですか。

濱係長

「能勢ささゆり学園」は固有名詞であって、この大綱では広義の意味で「学校」としています。

寺内次長

「学校づくり」という表現においては適当だと思います。

市村教育長
職務代理

能勢分校は含まれるのですか。

濱係長

含まれていません。

加堂教育長

他に質疑はございませんか。

それでは、3月28日の総合教育会議で町長と協議を行いますので、よろしくお願いします。

（濱係長 退席）

加堂教育長

続きまして、議案第6号「能勢町教育委員会表彰規程の全部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

本件については、本年度における町全体としての表彰制度の見直しの取組に併せ、昭和52年に制定され、平成4年の最終改正後30年にわたって改正されることもなく、規定ぶりが古めかしくなっていると考えられる表彰規程につき、全面的に見直すこととして改正を行うものです。

1ページをお願いします。他団体で策定されている規則等も参考としながら作成したところです。参考として7ページに現行の規程も添付していますが、ご覧いただいたらおわかりのとおり、現行の5条建てのものから11条建てへと、抜本的に見直しています。条文に沿って説明させていただきます。

第1条は、この規程の趣旨を定めています。

第2条では、表彰の対象となるものを定めています。現行の規程と大きな変更はありません。

第3条では、表彰の対象となる要件を4項目定めています。

第4条では、被表彰者の推薦に関する手続を定めています。

2ページの第5条では、被表彰者について、教育委員会に諮って決定することを定めています。

第6条では、被表彰者の選考基準を別表のとおりとすることを定めています。

4ページ及び5ページをお願いします。その別表ですが、第3条の各号のそれぞれについて、記載のとおり選考基準を定めています。(1)では、8ページに添付している大阪府の教育委員会規則で定められている項目を参考として、3点定めています。(2)では、大阪府の大会等で優秀な成績を挙げたものなどを定めています。(3)では、教育委員会に関連する委員等の役職を10年以上務めるなどの功績があったものを定めています。(4)では、前各号に掲げるもののほか適当と認められるものとして、教育委員会において協議することを定めています。

2ページに戻って、第7条をお願いします。ここでは表彰の方法を、次の第8条では表彰の時期を定めています。

第9条では、故人に対しても表彰できることを定めています。

第10条については、一定の事由に該当することとなったときは、表彰を取り消すことができる旨を定めています。

第11条は、教育長への委任についての規定です。

附則として、施行日を令和4年4月1日とすることを定めています。

6ページに、第4条に係る様式として表彰推薦調書を掲げていますので、ご確認をお願いします。

議案第6号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

加堂教育長	説明が終了しました。これから質疑を行います。 何か質疑はございませんか。
市村教育長 職務代理	審査は令和４年度より、教育委員会で審査するということですか。
寺内次長	これまでも、教育委員会にお諮りしています。
加堂教育長	ただ、これまでの規程では明文化されていませんでした。
市村教育長 職務代理	今までに町長表彰されているスポーツや教育関係のもので、後に、広報などで知ることがありました。町長部局の表彰とはいえ、教育委員の私たちが、周知されるまでに知らなくてよかったのかなと思うことがありました。この表彰規程になれば、そういったこともなくなるのですか。
寺内次長	町長部局で行われた表彰についてもできるだけお知らせするよう努めたいと思います。
加堂教育長	他に質疑はございませんか。 特にないようですので、これから採決を行います。議案第６号は、原案のとおり承認してよろしいですか。
一同	異議なし。
加堂教育長	異議がないようですので、議案第６号は、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、議案第７号「能勢町教育委員会公印規則の改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
寺内次長	本件については、現在の小学校及び中学校が来月から義務教育学校となることに伴い、学校等の公印を改める必要があることから改正を行うものです。 ３ページの新旧対照表をお願いします。 右側の現行規則において学校印を１つ、学校長印を２つ定めているところ、義務教育学校では学校印を２つに、学校長印を１つにすることとしました。これについては、学校における公印の取扱いの実態を踏まえ、学校と協議を行った結果によるものですので、ご理解をお願いします。その２つの学校印の用途

ですが、6番の学校印については卒業証書に、7番の学校印については児童生徒会主催の行事の際の表彰状などに使用することを予定しています。

施行日は、来月1日です。

議案第7号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

加堂教育長

説明が終了しました。これから質疑を行います。
何か質疑はございませんか。

中澤委員

今でも、卒業証書には公印を押印しているのですか。

寺内次長

押印しています。

加堂教育長

他に何かございませんか。

特にないようですので、これから採決を行います。議案第7号は、原案のとおり承認してよろしいですか

一同

異議なし。

加堂教育長

異議がないようですので、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、議案第8号「能勢町社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

寺内次長

本件については、現在の委員が本月末をもって任期満了となることから、1ページの名簿に掲げる7人の方に委嘱することについて、承認を求めるものです。

選出区分については、2ページに添付している社会教育委員設置に関する条例第2条において5つの区分が定められており、それぞれ氏名の横に、どの区分に該当するかを記載させていただいていますので、ご確認をお願いします。

今回は、7人全員が再任となっています。

任期については、条例第5条の定めるところにより、来月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

議案第8号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

加堂教育長	説明が終了しました。これから質疑を行います。 何か質疑はございませんか。 特にないようですので、これから採決を行います。議案第8号は、原案のとおり承認してよろしいですか
一同	異議なし。
加堂教育長	異議がないようですので、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、議案第9号「能勢町文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
寺内次長	本件については、先ほどの社会教育委員と同様、現在の委員が本月末をもって任期満了となることから、文化財保護審議会条例第3条の定めるところにより、1ページの名簿に掲げる5人の方に委嘱することについて、承認を求めるものです。 5人全員が再任です。 選出区分については、条例第3条第2項に2つの区分が設けられているところ、名前の右側に、それぞれの区分に該当するかを記載していますので、ご確認をお願いします。 任期については、条例第3条第3項の定めるところにより、来月1日から令和6年3月31日までの2年間です。 議案第9号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。
加堂教育長	説明が終了しました。これから質疑を行います。 何か質疑はございませんか。 特にないようですので、これから採決を行います。議案第9号は、原案のとおり承認してよろしいですか。
一同	異議なし。
加堂教育長	異議がないようですので、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、議案第10号「能勢町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

寺内次長

本件についても、現在の委員が本月末をもって任期満了となることから、能勢町スポーツ推進委員に関する規則第3条及び第4条に定めるところにより、1ページの名簿に掲げる12人の方に委嘱することについて、承認を求めるものです。

今回、12人のうち、1番、7番、10番及び11番の4人が新任で、他の8人は再任となっています。

任期については、規則第4条第2項の定めるところにより、来月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

議案第10号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようお願いします。

加堂教育長

説明が終了しました。これから質疑を行います。

何か質疑はございませんか。

畠中委員

今回の委員選出のうち、前回にあった専門種目から選出されていない種目がありますが、それはなぜですか。

松田課長

委員の選出については、各専門種目から選出するものではなく、また、スポーツ推進委員は専門種目のスポーツに関わっていただくことを趣旨としているものではありません。スポーツ全体に関わっていただくことを趣旨として、前任や各種目の方の紹介なども含めて選出しています。

畠中委員

規則第2条第3号に基づき協力いただいていることはありますか。

松田課長

あります。

寺内次長

この2年間は新型コロナウイルス感染症の影響で実績はありませんが、それまでは、積極的に関わっていただいています。

松田課長

能勢高原マラソンなどは、長年深く関わっていただいています。

畠中委員

学校のクラブ活動には協力していただいていますか。

寺内次長

国の動きとしては学校のクラブ活動の地域移行を検討していますが、平日の夕方や土日の活動でもあり、人材の確保が難しい状況です。現在は、女子バレーボ

畠中委員
市村教育長
職務代理

ール部に部活動指導員を1人配置している状況です。

協力してもらえるのであれば、学校としてはありがたいことだと思います。
今回、新たに4人の方が加入されたということで、違った雰囲気でも活動していただけたと思いますし、新しい種目が2つ増えるということで多くの人が関わってくださるのはありがたいことだと思います。

加堂教育長

他に何かございませんか。

特にないようですので、これから採決を行います。議案第10号は、原案のとおり承認してよろしいですか。

一同

異議なし。

加堂教育長

異議がないようですので、議案第10号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、議案第11号「能勢町教育委員会と大阪府教育委員会との連携協力に係る協定書の締結について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

寺内次長

本件については、現行の能勢町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第13条の2で定めている能勢分校と中学校との連携の取組を、令和4年度においても継続して実施していけるようにするため、大阪府教育委員会と協定を締結することにつき承認を求めるものです。

先月の定例会において、義務教育学校の管理運営に関する規則の制定に関する議案を提出した際にご説明いたしましたとおり、現行規則の第13条の2の規定の根拠である学校教育法施行規則第75条の規定は、義務教育学校には適用されないため、新たな規則にはその第13条の2と同様の規定を定めることができなくなったところです。本町としては、これまでの取組を継続していきたいと考えていますので、大阪府教育庁の高等学校課と協議、調整を行い、この度、2枚目にお示ししていますとおり協定書を締結する運びとなったところです。

協定の内容としては、これまでの取組が令和4年度以降も継続してできるようにするための必要最小限の定めを置くこととして、5条建ての簡略なものとするよう協議が調ったところです。一つひとつの条文の説明については、割愛をさせていただきます。

議案第11号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

加堂教育長	説明が終了しました。これから質疑を行います。 何か質疑はございませんか。
畠中委員	通常、よく使用される協定書には甲乙で始まる様式が使われていますが、そのような様式にしないでよいのですか。
寺内次長	大阪府との協議で、今回の締結については、本町が義務教育学校へ移行することに伴う、現行規則を踏まえた上での協定ですので、必要最小限にとどめました。
加堂教育長	連携教育なのでお互い対等な立場でという趣旨も反映されていると思います。
畠中委員	協定書は大阪府からの要望ですか。
寺内次長	現行規則の第13条の2（連携型中学校）が義務教育学校では定めることができないということが国・府に確認してわかりましたので、教育委員会同士で協定書を結んで、これまでどおりの活動を継続していくことになりました。
加堂教育長	全国的に義務教育学校がもっと増えてくれば変わるかもしれませんが、法律上定められているのは、中高連携だけで、義務教育学校の前期課程（小学校）を含んだ連携については定められていないため、改めて協定を結ぶ必要が生じたものです。
畠中委員	義務教育学校になることにより協定書を結ぶ必要があることを記載しなくてもよいのですか。
寺内次長	協定書を結ぶ背景までは記載する必要があると思います。
畠中委員	両校教員による交換授業ができるのですか。
寺内次長	これまでも併任辞令を発令して行っています。これまでは規則により対応できていましたが、義務教育学校移行に伴い規則がなくなります。そのために協定書を結ぶ必要が生じたものです。
加堂教育長	他に何かございませんか。 特にないようですので、これから採決を行います。議案第11号は、原案のとおり承認してよろしいですか。

一同

異議なし。

加堂教育長

異議がないようですので、議案第11号は原案のとおり承認することに決定しました。

それでは続きまして「令和4年第2回定例会会議録」の承認を行います。
何か意見などがあればお願いします。

ないようですので、「令和4年第2回定例会会議録」を承認してよろしいですか。

一同

異議なし。

加堂教育長

「令和4年第2回定例会会議録」を承認します。

次に「教育長報告」を行います。

3月9日(水) 能勢分校学校運営協議会が開催されました。

3月11日(金) 教育委員会定例会を開催しています。

奨学資金運営委員会を開催します。

3月16日(水) 校長・副校長会を開催します。

3月23日(水) 教頭会を開催します。

3月28日(月) 総合教育会議が開催されます。

教育委員会臨時会を開催します。

3月30日(水) 豊能地区教職員人事協議会が開催されます。

町文化協会総会が開催されます。

引き続き「議会関係」です。

3月4日(金) 3月定例会議本会議が開催されました。

3月7日(月) 3月定例会議本会議が開催されました。

3月8日(火) 3月定例会議本会議が開催されました。

3月9日(水) 予算常任委員会が開催されました。

3月10日(木) 3月定例会議本会議が開催されました。

3月14日(月) 予算常任委員会が開催されます。

3月22日(火) 3月定例会議本会議が開催されます。

3月4日、7日に行われました3月定例会議における一般質問と答弁について報告します。教育委員会に対する一般質問につきましては、2名の議員から質問がありました。

森田議員からは、ヤングケアラーの支援についてとコロナ禍における貧困対策について、井上議員からは、新型コロナウイルスまん延による保育所・学校閉鎖時の対応について、それぞれ質問があり、現在の取組状況及び今後の取組について答弁しました

続きまして、その他に入ります。

その他について、事務局より何かありますか。

寺内次長

○令和4年度能勢町教育基本方針（案）について

※配布資料により説明（主に令和3年度からの変更点）

- ・重点項目9項目、重点施策31項目
- ・義務教育学校移行による文言及び内容変更
- ・芸術文化に関することが教育委員会の所管となったことによる追記及び内容変更
- ・実態に鑑みての内容及び文言の変更、修正、追記、削除
- ・大阪府の指導・助言事項に基づく加筆修正

※3月28日（月）開催予定の教育委員会臨時会に議案上程予定のため、意見等がある場合は3月18日（金）までに事務局へ連絡

加堂教育長

説明が終了しました。これから質疑を行います。

何か質疑はございませんか。

畠中委員

1ページ目の脚注にある「シビックプライド」の説明内容が脱字のため、不十分になっています。

寺内次長

申し訳ございません。確認しておきます。

加堂教育長

他に質疑はございませんか。それでは、この件について何かご意見等がございましたら3月18日までに事務局までご連絡ください。

その他に事務局から何かありますか。

松田課長

○能勢町PTA協議会研修会

内 容：子どもの正しい体幹・姿勢づくり講習会

〔会場：旧久佐々小学校体育館〕

講 師：西宮 幹雄

開催日：令和4年3月26日（土）

募集定員：約30名〔参加無料〕

	○新浄瑠璃大会 〔会場：浄るりシアター〕 開催日：令和４年３月20日（日） ※全席自由〔入場無料〕
加堂教育長	その他に何かありますか。
畠中委員	先日配布された中学校通信に掲載されていた保護者アンケートの結果で、学校への評価が低くなっていましたが、教育委員会としてはこの結果をどのようにとらえていますか。
寺内次長	校長・副校長会で協議していきたいと思っています。
加堂教育長	学校評価というのは、厳しい評価を受け止めて、その事象に対して改善していくことを趣旨としていますので、真しに受け止めて対応していきたいと思えます。
中澤委員	回収率が少し低いのではないのでしょうか。
的場委員	中学生になると親に連絡を見せなくなる傾向にあります。最近ではメールでの回答も可としている学校もありますので、そのような活用も考えれば回収率も上がるのではないのでしょうか。
加堂教育長	他にご意見はございませんか。 ないようですので、次回の定例会等の日程調整を行います。 令和４年第４回定例会については、先月の定例会の際に４月28日（木）としておりましたが、予定どおりに開催してよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
加堂教育長	それでは令和４年第４回定例会の日程については４月28日（木）午後２時とします。
寺内次長	令和４年第５回定例会の日程については、５月26日（木）午後２時を提案させていただきます。

一同	異議なし。
加堂教育長	令和４年第５回定例会の日程については、５月２６日（木）午後２時とさせていただきます。
	他にございませんか。 （特になし）
加堂教育長	それでは、本日の定例会は終了します。
	（閉会 午後３時２５分）